



2026 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名 綜研化学株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 富田 幸二
(コード番号 4972)
問合せ先 執行役員 IR・広報室長 小林 弘昌
(TEL 03-3983-3268)

**Axium Capital Pte. Ltd.による当社株式の大量取得行為等を踏まえた当社株券等の
大量取得行為等に関する対応方針（買収への対応方針）の導入に関するお知らせ**

当社は、Axium Capital Pte. Ltd.（以下「Axium」といいます。）が、2025 年 11 月 10 日付大量保有報告書で同年 10 月 31 日時点において株券等保有割合にして 6.72%に相当する当社株券等を保有していることを公表して以降、当社株券等を急速かつ大量に買い集めており（以下、Axium による市場内外における当社株券等の急速かつ大量の買集めを「本株式買集め」といいます。）、Axium が 2026 年 7 月 21 日に提出した大量保有報告書の変更報告書 No.11（以下「変更報告書 No.11」といいます。）によれば、7 月 13 日時点において、株券等保有割合にして 22.60%に相当する当社株式を保有するに至っていること、Axium より本株式買集めの具体的な目的や諸条件、本株式買集め後の当社の経営への関与の意向や程度等について十分な説明を受けておらず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から本株式買集めの是非を適切に判断できるだけの十分な情報が提供されてないこと、Axium が適切な情報開示をしないまま、当社の実効的な経営支配権を取得し、あるいは当社の意思決定に重要な影響力を及ぼし得る地位を取得した場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれがあること等を踏まえ、本日付の取締役会決議により、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ（2））として、当社株式に係る大量取得行為等に関する対応方針（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

当社は、これまで、2023年5月頃から SWISS-ASIA Financial Services Pte. Ltd.との間で、2025年8月頃からは Axiom との間で、定期的に面談を実施しております（注1）。また、当社は、Axiom との間で、上記の面談に加え、書簡やメール等でのやり取りも重ね、当社の新中期経営計画の策定状況、事業ポートフォリオの成長性、投資方針、キャッシュアロケーション等といった Axiom の関心事項について継続的に意見交換を行う機会を設けてまいりました。当社は、Axiom を含む株主の皆様との対話を通じていただいたご意見・ご要請を真摯に受け止め、継続的に当社の経営課題について検討及び対応を行ってまいりました。

一方で、Axiom は、本株式買集めによる買付の目的、買付数、買付期間、買収者の概要、買収後の経営の基本的な方針等について明らかにしないまま、本株式買集めを継続し、2025年11月10日付で株券等保有割合にして6.72%の当社株券等を保有する旨の大量保有報告書を提出し、変更報告書 No.11 によれば、2026年7月13日時点で、株券等保有割合にして22.60%に相当する当社株式を保有するに至っております。

また、本株式買集めと並行して、Axiom は、2026年6月24日に開催された当社第78回定時株主総会（以下「2026年定時株主総会」といいます。）に際し、2026年5月15日付「綜研化学株式会社の取締役及び監査役の選任議案への反対推奨に関するお知らせ」と題するプレスリリースを公表し、当社の株主様に対して取締役及び監査役の選任議案に反対の議決権行使を行うよう推奨するキャンペーンを実施しました。もっとも、2026年定時株主総会では、Axiom が反対を表明した取締役候補者及び監査役候補者の選任議案についていずれもご承認いただいております。当社の2026年6月25日付臨時報告書に記載のとおり、各取締役選任議案の賛成率は76.00%～76.83%、監査役選任議案の賛成率は75.37%であり、2026年定時株主総会で行使された議決権数を前提とすると Axiom の保有する議決権数は22.83%であったことを踏まえれば、各議案の Axiom を除く株主の賛成率は、97.67～99.56%となっております。

そして、2026年定時株主総会の直後である2026年7月7日に Axiom により変更報告書 No.9、2026年7月13日に変更報告書 No.10 が提出され、同社が株券等保有割合にして21.47%を保有するに至ったことを認識しました。

当社は、このような Axiom による当社株式の買集め状況を踏まえ、2026年7月17日付で、Axiom に対し、Axiom による当社株式の追加取得により、当社の経営に対する影響力が更に高まり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性について懸念を有している旨を伝えるとともに、現在の保有水準から更に株式を取得する意向の有無、追加取得を予定している場合の取得予定水準、その具体的な目的、今後予定している当社の経営に対する具体的な要求内容及び当社株式の保有・処分の方針等について質問を行いましたが、本日現在 Axiom から回答を受領しておりません。

この点、2026年定時株主総会における議決権行使比率は約65%であるため、当社の定時株主総会において会社法上の特別決議事項につき拒否権を有すると評価することのできる議決権割合はおよそ20%であると考えられます。Axiom の保有する議決権割合が、既に上記議決権割合を超える数値となっていることからすれば、同社は、単独で株主総会における特別決議事項に係る拒否権を有するなど、かかる議決権の保有や急速に買増しを行っている状

況等を背景として、事実上、当社の経営に対して重要な影響力を有するに至っていると考えられ、更なる本株式買集めが行われれば、かかる影響力はさらに高まっていくことになります。

それにもかかわらず、Axium は、本株式買集めの目的や内容等について、具体的な情報を提供しないまま、公開買付制度に基づく情報開示規制が課されない市場内外の取引を通じて本株式買集めを継続しております。当社といたしましては、Axium による本株式買集めは、当社株式を大量に保有することによって当社の経営に対する影響力が高まり、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当社や当社の一般株主の皆様に対し、本株式買集めの目的や内容、本株式買集め後の当社の経営への関与の意向や程度等に係る十分な情報や本株式買集めについての検討時間を提供することなく行われるものであり、このように十分な情報や検討時間が提供されない状況においては、Axium による実効的な経営支配権の取得や重要な影響力の行使による企業価値の毀損を懸念する一般株主の皆様は当社株式の売却を強いる（即ち、強圧性を有する）可能性があると考えており、経済産業省作成に係る 2023 年 8 月 31 日付「企業買収における行動指針」に照らしても問題が大きいものとも考えております。

以上を踏まえ、当社取締役会は、本株式買集めの状況やこれまでの経緯に加え、Axium から本株式買集めの具体的な目的や諸条件、本株式買集め後の当社の経営への関与の意向や程度等について十分な説明を行わないまま、Axium が急速に本株式買集めを継続していること等を総合的に勘案すると、Axium が、今後その議決権割合（下記三 3.(1)で定義されます。）を 23%以上とすることを目的とする大量取得行為等（下記三 3.(1)で定義されます。以下同じです。）を行う蓋然性が高いと合理的に判断できることに加え、かかる状況下において、その他の当事者による大量取得行為等が企図されるに至る場合も想定し、かかる大量取得行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すために必要な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が大量取得行為等又は当社の経営方針等に関して大量買付者（下記三 3.(1)で定義されます。以下同じです。）と交渉又は協議を行なうことができるよう、かかる大量取得行為等については、当社取締役会の定める一定の手続に基づいてなされることが、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するとの結論に至りました。

その結果、当社取締役会は、本日、基本方針を定めるとともに、本プランを導入することを決議いたしました。当該取締役会においては、本プランの導入について、独立社外取締役 3 名を含む取締役全員の賛成によって決議されております。また、本プランにつきましては、具体的な運用が適正に行われることを条件として、社外監査役 2 名を含む監査役全員から賛同を得ております。

（注 1）SWISS-ASIA Financial Services Pte. Ltd.及び Axium の関係性につき、Axium の代表者である門田泰人氏から、「SWISS-ASIA Financial Services Pte. Ltd.に在籍していた日本株チームが独立し、そのまま Axium に移ったものであり、ファンド自体に変更はなく、運用会社が SWISS-ASIA Financial Services Pte. Ltd.から Axium

に変更された形である」旨の説明を受けており、また、当社が認識する限り、SWISS-ASIA Financial Services Pte. Ltd.及び Axiom の当社との面談出席者は概ね共通しており、当社としては、両者は実質的に連続性を有する主体であると認識しております。

なお、本プランは、既に具体化している本株式買集めを受け、Axiom 又はその他の当事者による大量取得行為等への対応を主たる目的として導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものです。

なお、上記の決議と併せて、当社取締役会は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本プランの運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、独立委員会を設置し、当社の独立社外取締役3名を独立委員会の委員に選任いたしました。詳細は、別紙1「独立委員会規則の概要」及び別紙2「独立委員会委員略歴」をご参照下さい。

また、会社法、金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等ならびに当社株式が上場されている金融商品取引所の規則等（以下「法令等」と総称します。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じです。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に継承する当該改正後の法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとします。

記

一 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社及び当社グループ会社（以下「当社グループ」といいます。）の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、特定の者による当社株式の大量買付について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、かかる大量買付を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し又は対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の源泉は、独自の研究開発力と生産技術力に加えて、それらをもとに創業以来 70 年以上にわたって築き上げてきたお客様や取引先様との信頼関係やブランド力、中国・東南アジア地域を中心とするグローバルネットワーク、さらにはこれらを支える人材であると考えております。また、このような当社の企業価値の源泉は、一朝一夕にできたものではなく、当社の一貫した理念に基づき、必ずしも短期的な視点にとらわれることなく、中長期的な視野に立ち長年にわたる企業努力により築き上げてきたものであります。

当社株式の大量買付を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行うものは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

二 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉について

当社グループは、創業以来、「小なりとも最優の会社になって社会に貢献しよう」という志のもと、「化学と技術、そして自らの可能性に挑み、よりよい未来を創造します」をパーパスとして掲げ、研究開発力と生産技術力を価値創造の源泉として、時代の変化や

市場のニーズに応じた付加価値の高い製品やサービスを提供することにより、社会の発展に貢献することを目指してまいりました。

また、当社グループのバリューとして、

誠実：社会の声に真摯に向き合い、責任を持って行動します

挑戦：好奇心を出発点に、あらゆる事象に興味を広げ、その先の進化に挑みます

完遂：価値創造への歩みをとめることなく、自らが誇れる成果へと、つなげていきます

の3点を私たちの約束とし、ステークホルダーとの信頼と協働の強い関係を築き、あらゆる変化に挑戦し、成果を追求し続けることにより、企業価値を高めるとともに、持続可能な社会の実現に貢献して行くことを目指しています。

現在、当社グループは、粘着剤・微粉体・特殊機能材・加工製品からなる「ケミカルズ」と、プラントエンジニアリング・熱媒体・メンテナンスを手掛ける「装置システム」の領域において、幅広い産業分野で事業を展開するとともに、中国を中心とする東アジアや東南アジアなど、海外での事業拡大を進めています。当社グループの提供している製品やサービスの多くは直接目に触れることがないものですが、社会や生活のさまざまなシーンで活かされ、人々の豊かな暮らしを支えています。

当社グループの競争優位性は、長年培ってきたケミカルズの「ポリマー設計」と装置システムの「プロセス設計」の2つのコア技術にあり、これら技術の融合によるシナジーを追求し、独自の研究開発力と生産技術力として深化・進化させてきたことにより、多様化するニーズや市場の潜在ニーズに応える高付加価値な製品やサービスを創出する技術立社としての地位を築いてきました。主力の粘着剤事業においては、液晶ディスプレイ分野で世界トップクラスのシェアを有しており、高度なカスタマイズ対応と厳格な品質管理により、世界のデバイスメーカーから不可欠なパートナーとして強い信頼を得ています。

また、当社グループは、1994年に中国で初めて海外子会社を設立して以来、積極的に海外へも事業展開を図っており、現在は中国に3社とタイに1社の計4拠点を構えています。当社グループの海外でのビジネスモデルは、現地生産・現地販売を基本としております。市場により近いところに拠点を構え、現地の様々なニーズを捉え、長年培ってきた「ポリマー設計」と「プロセス設計」の2つのコア技術を活かし、これらのニーズに迅速かつ的確に応えた高付加価値の製品を製造・販売することで、現地市場に深く根差したビジネスを展開しています。

更に、当社グループの企業価値を高めていく上で、その基礎として人材が重要であると認識しています。上述の企業として大切にしている価値観を全従業員が共有し、各人が持てる能力を最大限に発揮するとともに、各組織の枠にとらわれず当社グループが協力して課題に取り組むことで、各々のビジネスをより強固なものにしております。

以上のとおり、当社の企業価値の源泉は、独自の研究開発力と生産技術力に加えて、創業以来70年以上にわたって築き上げてきたお客様や取引先様との信頼関係やブラン

ド力、中国・東南アジア地域を中心とするグローバルネットワークと、これらを支える人材であると考えております。

2. 企業価値向上のための取組み

当社グループでは、上記の企業価値の源泉を最大限に活用し、企業価値の持続的な向上をはかるため、2032年のありたい姿として長期ビジョン「独自の技術・製品開発力を磨き、環境・社会課題の解決を志向した事業領域の創出と事業構造の変革による新たな成長軌道を築き、社会の発展とともに成長し続ける企業集団」を定めております。また、当社グループは、かかる長期ビジョンとして掲げた2032年のありたい姿の実現に向け、前中期経営計画「Advance 2025」の結果を踏まえ、中期経営計画「Advance 2028」を策定しています。

(1) 中期経営計画「Advance 2025」の振り返り

前中期経営計画「Advance 2025」では、長期ビジョンとして掲げた2032年のありたい姿の実現に向けたファーストステージと位置付け、収益基盤の維持・拡大と収益性の改善によるキャッシュ創出力の強化、事業ポートフォリオの変革に向けた新たな事業領域の創出に取り組んでまいりました。その結果、過去最高業績を達成し、収益性と資本効率性を大幅に向上することができました。一方で、新たな事業領域の創出に向けた新製品・技術開発などに進展はあったものの、将来の収益化に向けた成長投資の遅れに課題が残りました。

(2) 中期経営計画「Advance 2028」

足元の事業環境は、中東情勢の悪化に伴い、サプライチェーンにおける原材料の高騰や調達不安などから需要動向の不確実性が高まるなど、先行き不透明かつ厳しい状況にあります。当社グループは、この難局を乗り越え、持続的な成長を果たし、中長期的な企業価値の向上を実現するために、中期経営計画「Advance 2028」を策定しました。

新中期経営計画「Advance 2028」では、長期ビジョンの実現に向けたセカンドステージとして、前中期経営計画の成果と課題を踏まえ、“次世代事業領域の拡大”と“収益力の向上”により新たな成長基盤を確立することを基本方針として掲げ、事業ポートフォリオの変革に向けた成長投資を加速させると同時に、資本効率を重視し、収益性の向上と資本構成の最適化に向けた取り組みを進めてまいります。

そのための重点戦略と、それを支える経営基盤の強化策として以下のことに取り組み、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

① 「Advance 2028」における重点戦略

(a) ASEAN・インド地域での事業拡大

加工製品の新たな生産技術を用いた製品の開発・量産拠点として、タイ拠点の機能を強化し、タイ・インドネシア等のASEAN地域において、自動車分野での販売拡大を目

指します。

また、インド市場において、これまでの輸出販売から本格的な市場参入を果たすために、生産拠点の新設、他社協業を見据えた、溶剤型粘着剤の販売体制強化と加工製品による市場開拓を推進してまいります。

(b) 親和性の高い事業領域への参入

ポリエステル・バイオマス・ホットメルト・接着領域での新製品開発・量産技術開発や粉体化技術の先鋭化により、既存事業とのシナジーが期待できる新規領域・川下領域への事業展開を進めてまいります。

また、新規事業の創出のための取組みとして、アカデミア・スタートアップとの連携を強化し、医療・ヘルスケア、環境・エネルギーなど成長分野での事業モデルの構築と早期収益化の実現を目指します。

(c) 既存事業領域の収益力強化

コスト構造改革の一環として、製品需要の変化へのフレキシブルな対応、自動化・省人化による生産性向上、物流機能の強化、さらに新製品の量産設備の導入に向けた国内事業拠点の新設と既存事業所の再編に取り組んでまいります。

また、製品競争力や価格競争力を高めるため、環境配慮製品など差別化製品の投入による高付加価値化と、戦略的な価格設定・製品の統廃合等によるシェア拡大を両立させ、収益の最大化を追求します。

② 「Advance 2028」における経営基盤強化

(a) 人的資本の拡充：

価値創造の根源となる「人」への投資を強化・拡大し、従業員エンゲージメント向上策の推進、成長領域への人材シフト等により、多様な人材の活躍・成長を促進

(b) 外部連携の促進：

新技術や新製品の開発・展開、海外事業地域の拡大を加速するため、自前主義に固執せず、業務・資本提携、M&A 等による協業を積極的に推進し、インオーガニックな成長機会の探索

(c) IT 基盤の整備・強化：

業務効率や生産性の向上、情報セキュリティ強化、デジタル資産を活用したビジネスモデル変革を支える情報インフラ基盤の整備・強化

(d) 知的資産の活用基盤構築：

当社グループの競争力の源泉となる知的資産の管理・運用体制を確立し、資産価値の最大化と新たな価値創造に繋がる活用基盤を構築

(e) グループガバナンスの高度化：

適切かつ果敢なリスクテイクを促進するリスク管理体制の構築と、迅速な意思決定を実現する組織改革により、変化に挑戦する企業風土を醸成

その他に関する詳細につきましては、2026年5月29日付『新中期経営計画「Advance 2028」策定に関するお知らせ』をご参照ください。

3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、適切な企業統治の推進・徹底を図ることにより、企業としての社会的責任を果たし、関係する皆様から信頼していただけるよう努めて行くことをコーポレート・ガバナンスの基本方針とし、綜研化学グループ倫理綱領において「法令を遵守し、社会規範や良識に基づいて行動する」ことを定め、周知・徹底を図るとともに、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、実効性の高いガバナンス体制の整備・充実に取り組んでおります。

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会及び監査役会による取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。

取締役会は、社外取締役3名を含む7名で構成され、代表取締役 社長執行役員を議長とし、毎月開催する定例の取締役会において、法令で定められた事項及び経営上の重要な事項の意思決定並びに業務執行状況の報告を行っております。また、迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現するため、必要に応じ臨時取締役会を開催するほか、書面決議方式を可能としております。

業務執行につきましては、執行役員制度を導入し、取締役による経営の意思決定及び監督機能と執行役員による業務執行機能を分離することで、経営の透明性・公正性を高めるとともに、業務執行の迅速性・効率性を確保しております。また、代表取締役 社長執行役員を議長とし、取締役及び執行役員を構成員とする経営会議を定期的に開催し、経営に関する重要事項を審議することにより、意思決定の迅速化を図っております。

また、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役を委員長とする指名諮問委員会、報酬諮問委員会及びコンプライアンス委員会を設置しており、取締役の指名・報酬等について、独立社外取締役に客観的な助言と関与を求める体制を整備しております。

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、取締役会等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、業務監査などを通じて取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査室及び会計監査人と情報・意見交換を行うなど必要な連携をとり、監査の実効性を高めております。なお、監査役会の議長は、常勤監査役が務めております。

以上のガバナンス体制を採用することにより、経営の意思決定及び職務執行の適正性・効率性、経営の監視機能の客観性・中立性を確保しております。

さらに、コーポレート・ガバナンスの強化を図るために、取締役会の実効性を客観的な視点から分析・評価するべく、全ての取締役及び監査役を対象に第三者専門機関によるアンケート調査を毎年実施し、その結果に基づき取締役会で抽出した課題と改善施策に取り組み、次年度の実効性評価等において改善状況を確認しております。2026年度については、中期経営計画に対するモニタリング機能の強化や資本効率向上のための資本政策など、中長期的な企業価値向上に向けた議論を拡充・深化させることを課題として取り上げております。

三 本プランの目的及び内容

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記一に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大量取得行為等を受け入れるか否かの判断を十分検討した上で適切に行うためには、当該大量取得行為等の開始に先だって、株主総会（注）（以下「株主意思確認総会」といいます。）によって株主の皆様のご意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認が適切になされるためには、その前提として、大量買付者からの必要十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必須であると考えております。そのため、大量取得行為等がなされる場合に、大量買付者に対して所要の情報を提供するように求めるとともに、かかる情報提供を実効性あるものとし、当該情報に基づいて株主の皆様が当該大量取得行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、以下のとおり、本プランを設定いたします。

以上のとおり、当社取締役会は、大量買付者に対し、本プランに従うことを求めます。また、当該大量買付者が本プランに従わない場合には、本プランに従って株主の皆様の判断を得る機会を確保できるよう、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

（注）会社法第 295 条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。以下同じです。

2. 本プランの概要

(1) 本プランに係る手続

上記のとおり、当社としては、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えておりますので、株主意思確認総会により対抗措置の発動について承認が得られ、かつ、大量取得行為等が撤回されない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本プランは、株主の皆様によるご判断の前提として、大量買付者に対して所要の情報を提供するよう求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大量取得行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大量買付者が、下記 3. に記載した手続を遵守せず、下記 3.(2)④に記載する株主意思確認総会を開催する以前に大量取得行為等を実行しようとする場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

(2) 独立委員会の設置

当社は、本プランの運用に関し、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規則（概要につきましては、別紙 1 をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うにあたって必要な事項について勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他特段の事情があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(3) 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記(1)で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者による権利行使は認められない旨の差別的行使条件、及び非適格者以外の株主が所有する新株予約

権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、新株予約権無償割当て（会社法第 277 条ないし第 279 条）の方法により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります（詳細は下記 4.をご参照ください。）。

(4) 当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化されることとなります。

3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 対象となる大量取得行為等

本プランにおいて、「大量取得行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注 1）の議決権割合（注 2）を 23%以上とすることを目的とする当社株券等（注 3）に係る買付その他の行為（当該行為より前に既に特定株主グループの議決権割合が 23%以上であった場合における当該特定株主グループによる買付その他の行為を含みます。市場取引、公開買付けその他具体的な方法の如何を問わず、また、公開買付けの開始を含みますが、これに限られません。以下同じです。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が 23%以上となるような当社株券等に係る買付その他の行為、又は
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主その他の保有者（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主その他の保有者が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注 4）を樹立する行為（注 5）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が 23%以上となるような場合に限りません。）

であると合理的に判断される行為を意味します（ただし、いずれも事前に当社取締役

役会が本プランを適用しないことに同意したものを除きます。).

また、「大量買付者」とは、上記のとおり、かかる大量取得行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

(注 1) 特定株主グループとは、(i)当社の株券等の保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じです。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii)当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）、(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配もしくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）、ならびに(iv)上記(i)乃至(iii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者を意味します。

(注 2) 議決権割合とは、特定株主グループによる具体的な買付その他の行為の方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。ただし、本プランにおいては、同項にいう「当該発行者の発行済株式の総数」（株券等保有割合の計算にあたっての除数）は、「当該発行者の発行済株式の総数（当該発行者が自己株式として保有する株式を除く）」と読み替えます。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる株券等保有割合の計算上、(イ) 同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、(ロ) 当該保有者又はその共同保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関及びこれらの者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイ

ザー、ならびに（ハ）上記（イ）又は（ロ）に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から問題ないとする旨の取締役会による認定がない限り、本プランにおいては当該保有者の共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共同保有者（本プランにおいて共同保有者とみなされる者を含みます。）は、本プランにおいては当該買付け等を行う者の特別関係者とみなします。なお、株券等保有割合又は株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。）、発行者が保有する自己株式の数、及び総議決権の数（同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

（注 3）株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

（注 4）「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、現在又は過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、親族関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

（注 5）本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

また、本プランにおいては、仮に本プランの導入の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が23%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が23%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大量買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①もしくは②に掲げる買付その他の行為（疑義を避けるために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為を「大量取得行為等」として取り扱うこととします。

そのため、仮に、本プランの導入の公表時点において、既に、特定株主グループの議決権割合が23%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グルー

プと他の株主の株券等保有割合の合計が23%以上となっている場合においては、新たに上記①もしくは②に掲げる買付その他の行為（疑義を避けるために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為について、本プランに定める手続に従うことが必要となります。

(2) 対抗措置の発動に至るまでの手続

本プランは、株主の皆様が、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明する機会の確保を目的としたものであるところ、事務手続上、当社の株主意思確認総会の開催には、相応の準備期間を要します。また、本プランは、株主の皆様が当該大量取得行為等の是非を熟慮される前提として、大量買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために要する時間を確保することも目的としております。

そこで、大量買付者から大量取得行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様の熟慮期間を確保した上で、確実に株主意思確認総会を経られるよう、大量買付者には、以下の手続に従っていただくものとします。

① 大量取得行為等説明書の提出

大量買付者には、大量取得行為等に該当する行為を行う場合は、その 60 営業日前までに、大量取得行為等説明書を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。大量取得行為等説明書には、実行することが企図されている大量取得行為等の内容及び態様等に応じ、金融商品取引法第 27 条の 3 第 2 項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上、大量買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社取締役会が、大量買付者から大量取得行為等説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

② 情報提供

当社は、大量買付者に対し、遅くとも当社取締役会が大量取得行為等説明書を受領した日から 10 営業日以内（初日は算入されないものとします。以下同じです。）に、株主の皆様が株主意思確認総会において大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる情報（以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。なお、本必要情報の一般的な項目は別紙 3 のとおりです。その具体的内容は、大量買付者の属性及び大量取得行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要

又は有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大量買付者から受領した情報では、大量取得行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において当該大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求める（かかる判断にあたっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）ことがあります。この場合には、大量買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。

③ 取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大量買付者から大量取得行為等説明書を受領した日から 60 営業日以内に取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による大量取得行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間については、上記②の情報提供の完了時ではなく、大量取得行為等説明書の受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。

また、当社取締役会は、当初の取締役会評価期間の経過後も上記評価・検討を行うために必要な情報・時間が不足するものと合理的に認める場合には、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長 20 営業日延長することができるとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、適用ある法令等に従って、延長を行う理由及び延長期間を適時適切に開示します。

今後の大量取得行為等は、取締役会評価期間の経過後（ただし、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び同総会の終結後）でなければ実施してはならないものとします。

④ 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において大量取得行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、株主意思確認総会を開催することを取締役会評価期間内に決定し、当該決定後実務上合理的な範囲で速やかに準備の上で株主意思確認総会を開催します。株主意思確認総会の開催の決定に際しては、独立委員会の意見を最大限尊重して判断するものとします。株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大量取得行為等がなされることに代わる当社の企業価値ひいては株主共同の利益の

確保・向上に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。なお、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を迅速に行うため、株主意思確認総会の開催を決定する前の段階で、予備的に基準日の設定等を行う場合があります。

株主の皆様には、大量取得行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。但し、株主意思確認総会を開催する場合、議決権を行使できる株主の範囲（近時の裁判例や大量取得行為等の態様等も踏まえ、適切に当該株主の範囲を決定することを予定しております。）、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、別途決定の上、適時適切な方法によりお知らせします。

株主意思確認総会が開催される場合には、大量買付者は、株主意思確認総会の終結の時まで、大量取得行為等を実施してはならないものとし、既に大量取得行為等が実施されている場合には、買付けの中断や撤回、公開買付期間の延長等、適切な措置を講じなければならないものとします。

⑤ 対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認したにもかかわらず、大量買付者が大量取得行為等中止又は撤回しない場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、下記 4.に記載する対抗措置（(a)差別的行使条件及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て、及び(b)それに続いて、当社株式を対価として非適格者以外の保有者から当該新株予約権を強制取得することにより、非適格者の保有する当社の議決権を希釈化すること）を発動します。これに対し、株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認しなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

ただし、大量買付者が上記①から③までに記載した手続を遵守せず、上記④に記載する株主意思確認総会を開催する以前において大量取得行為等を実行又は継続しようとする場合には、大量取得行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大量買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできなくなります。したがって、かかる場合には、当社取締役会は、特段の事由がない限り、株主意思確認総会を経ることなく対抗措置を発動できるものとします。当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するにあたっては、独立委員

会の意見を最大限尊重するものとし、当社取締役会が、対抗措置の発動について決議を行った場合には、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

なお、当社取締役会が、対抗措置の発動について決議を行った場合には、当社は、当社取締役会の評価、判断及び意見ならびにそれらの理由その他の適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

4. 対抗措置（本新株予約権の無償割当て）の概要

当社が、本プランに基づく対抗措置として実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（以下に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権の無償割当て決議に際して当社取締役会が別途定めるものとします。）。

(1) 割り当てる本新株予約権の内容

① 本新株予約権の目的となる株式の種類

当社株式

② 本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権 1 個の目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とします。

③ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は 1 円に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。

④ 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、当社取締役会が別途定める一定の期間とします。

⑤ 本新株予約権の行使の条件

- (a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、原則として行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます（注 1）。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり（注 2）、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

- (i) 大量買付者（大量買付者及び大量買付者の支配株主等（金融商品取引法施行令第 14 条の 7 第 1 項第 1 号）をいいます。）
(ii) 大量買付者の共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項及び第 6

項)

- (iii) 大量買付者の共同保有者が特別資本関係（金融商品取引法施行令第 9 条第 1 項）を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同じです。）
- (iv) 大量買付者の特別関係者（金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項）
- (v) 大量買付者の特別関係者が特別資本関係を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同じです。）
- (vi) 当社取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (x) 上記(i)から本(vi)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (y) 上記(i)から本(vi)までに該当する者の「関係者」（注 3）

（注 1）ただし、上記のいずれかに該当する者であっても、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

（注 2）当社取締役会は、非適格者の該当性が問題となっている者に対し、その判断に必要となる情報等の提供を求めることがあります。

（注 3）「関係者」とは、これらの者との間にファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配もしくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

- (b) 本新株予約権者は、当社に対し、上記⑤(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記⑤(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使

することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。

- (d) 上記⑤(c)の条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。

⑥ 取得条項

当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権を、当社取締役会が定める対価をもって又は無償で、取得することができます。

- (a) 対抗措置を発動する場合（非適格者以外の本新株予約権者からの取得）

本プランにおける対抗措置を発動する場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記⑤(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（下記⑥(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）を、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数に乗じた数の整数部分に該当する数の当社株式を対価として、取得することができます。

- (b) 対抗措置を発動する場合（非適格者からの取得）

本プランにおける対抗措置を発動する場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものを、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとします。以下、当該新株予約権を「第 2 新株予約権」といいます。）を対価として、取得することができます（1 株未満の端数は切り捨てられます。）。

- (i) 行使条件

第 2 新株予約権の保有者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第 2 新株予約権につき、第 2 新株予約権の行使後の大量買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が 23% 又は当社取締役会が別途定める割合（本日時点の Axiom の当株券等に係る議決権割合が 23%を超えている場合には、Axiom との関係では、「23% 又は当社取締役会が別途定める割合」は、「本日時点の大量買付者の議決権割合」に読み替えられるものとします。以下同じです。）を下回る範囲内でのみ行使することができます。

- (x) 大量買付者が大量取得行為等中止又は撤回し、かつ、その後も大量

取得行為等を実施しないことを書面により誓約した場合であること。

- (y) (α)大量買付者の議決権割合（ただし、その計算に当たっては大量買付者やその共同保有者又は特別関係者以外の非適格者についても当該大量買付者の共同保有者又は特別関係者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が23%もしくは当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、又は、(β)大量買付者の議決権割合として当社が認めた割合が23%もしくは当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、大量買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大量買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が23%もしくは当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年を経過する日以降、11年を経過する日までの間において当社取締役会が別途定める日に、未行使かつ行使条件が充足されていない第2新株予約権を、その時点における当該第2新株予約権の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

- (c) 本新株予約権の強制取得に関する条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間は、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑦ 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要します。

⑧ 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

⑨ 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。ただし、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使

により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社株式（当社の有する自己株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株式の全株主（当社を除きます。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4) 本新株予約権の総数

当社取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する自己株式の数を除きます。）と同数とします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

(6) その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大量取得行為等が中止もしくは撤回されない場合（仮に、事後的に大量取得行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大量取得行為等に該当する当社株式の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）、又は、②大量買付者が上記3.(2)に記載した手続を遵守せず、大量取得行為等（当社株券等の追加取得を含みます。）を実施しようとする場合（仮に、事後的に大量取得行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大量取得行為等に該当する当社株式の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）のいずれかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当てに係る手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大量買付者が大量取得行為等を撤回し、今後大量取得行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等）には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります。

当社取締役会は、発動した対抗措置を中止又は撤回することを決定した場合には、速やかにその旨を開示します。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、基準日時点における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、本新株予約権については、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。当社がかかる取得の手続を行った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、既に保有している株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、新たに受領する株式と合わせれば、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で強制取得する場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

このように、当社株式の価値の希釈化が最終的に生じるかどうかは、当社が一旦本新株予約権の無償割当ての決議を行った後であっても、諸般の事由により変更が生じる可能性がありますので、投資家の皆様は十分にご留意ください。

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結

果、株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

大量買付者が上記 3.(2)に記載した手続を遵守し、かつ、株主意思確認総会において対抗措置の発動に係る議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。また、当社取締役会は、対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当て手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大量買付者が大量取得行為等を撤回し、今後大量取得行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等）には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります（その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行います。）。1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主及び投資家の皆様は、これらの事態のいずれかが生じる場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に必要な手続

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の無償割当てのための基準日を定め、適時適切に開示いたします。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることになります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり、本新株予約権の目的となる株式の数に1円を乗じた額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき当社取締役会が定める数の当社株式が交付されることになります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の

結果として交付される当社株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

株主の皆様は割り当てられた本新株予約権は、上記 4.(1)のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められておりますが、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。その場合には、当社は、法令等に従い、取得の日の 2 週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当社が、上記 4.(1)⑥に従って、取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式の交付を受けることになります。この際、株主の皆様において金銭の払込みは必要ありませんが、当社から交付される当社株式を記録するための振替口座について、株主の皆様は一定の手続をお願いする場合があります。

ただし、非適格者については、本新株予約権の行使又は当社による取得等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なり、上記 4.(1)⑥(b)のとおり、第 2 新株予約権を対価として本新株予約権の取得が行われます。

(d) その他

当社は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

四 本プランの合理性

1. 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありますが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日の改訂後のもの）の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本プランにおいても充足されていると当社は考えております。

2. 株主意思の尊重（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

当社は、本プランに基づく対抗措置を発動するに際しては、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様のご意思を反映いたします。大量買付者には上記三3.(2)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様のご意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることになります。

また、大量買付者が上記三3.(2)に記載した手続を遵守せず、大量取得行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで発動される場合がありますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮した上で大量取得行為等の賛否を判断する機会を与えないという大量買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大量取得行為等に対する対抗措置の発動は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためにやむを得ないものと考えております。なお、大量買付者が上記三3.(2)に記載した手続を遵守しない場合であっても、対抗措置の発動にあたっては、株主の皆様の意思をできる限り尊重するべく、当社取締役会の判断により、株主意思確認総会の承認を条件とすることがあります。

このように本プランは、株主の皆様のご意思を最大限尊重するものです。

3. 取締役会の恣意的判断の排除

上記2.のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大量取得行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大量買付者が上記三3.(2)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が

発動されることはありません。

また、当社は、上記三 2.(2)のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立性のある社外取締役等から構成される独立委員会による勧告を必ず受けるものとしています。

当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

したがって、本プランは、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

4. デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、下記五に記載のとおり、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会によっていつでも廃止することが可能であるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はいわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

五 本プランの廃止の手続及び有効期間

本プランは、本日から効力が生じ、その当初有効期間は、2027 年 6 月開催の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）後に最初に開催される取締役会の終結の時までとします。また、本定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時において、現に大量取得行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本プランは、既に具体化している本株式買集めを踏まえ、Axiom 又はその他の当事者による大量取得行為等への対応を主たる目的として導入されるものであるため、具体的な大量取得行為等の懸念がなくなった後において、本プランを維持することは予定されております。

また、有効期間の満了前であっても、取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

以上

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、当社の取締役又は監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
上記にかかわらず、本プランが独立委員会委員の任期の途中で廃止された場合には、独立委員会委員の任期は、当該廃止された日をもって終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、独立委員会における審議及び決議において、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - ② 本プランに係る対抗措置の発動の停止
 - ③ ①及び②の他、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
 - ④ その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問した事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザーを含む。）の助言を得ることができる。
- ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・ 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（Web 会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に

事故があるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

以上

独立委員会委員略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員として、以下の3名を選任いたしました。

氏 名： 泉 弘毅（いずみ ひろき）

生 年 月 日： 1957 年 7 月 21 日

略歴： 1980 年 4 月 全日本空輸株式会社入社
 2010 年 4 月 ANA テクノアビエーション株式会社 取締役
 2011 年 4 月 全日空整備株式会社 代表取締役社長
 2012 年 10 月 ANA ベースメンテナンステクニクス株式会社 代表取締役社長
 2013 年 4 月 全日本空輸株式会社 執行役員
 ANA ウイングス株式会社 代表取締役社長
 2015 年 4 月 全日本空輸株式会社 上席執行役員
 ANA ウイングス株式会社 代表取締役社長
 2019 年 6 月 株式会社 AIRDO 代表取締役副社長
 2021 年 4 月 ANA ベースメンテナンステクニクス株式会社 顧問
 2024 年 6 月 当社社外取締役（現任）

泉 弘毅氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 浅野 恵子（あさの けいこ・戸籍上の氏名：染谷恵子）

生 年 月 日： 1963 年 5 月 24 日

略歴： 1986 年 1 月 東芝コンポーネンツ株式会社入社
 1993 年 3 月 日本モトローラ株式会社入社
 1998 年 4 月 クライスラーファイナンスジャパン株式会社入社
 1999 年 11 月 モトローラジャパン株式会社入社
 2004 年 3 月 ルミナスジャパン株式会社入社
 2004 年 12 月 フェラガモジャパン株式会社入社
 2011 年 12 月 ムンタース株式会社入社
 2016 年 4 月 ムンタース株式会社 代表取締役（現任）
 2025 年 6 月 当社社外取締役（現任）

浅野 恵子氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名： 中瀬 道行（なかせ みちゆき）

生 年 月 日： 1958 年 10 月 3 日

略歴：	1983 年 4 月	東レ株式会社入社
	2001 年 11 月	Toray Resin Company 副社長・工場長
	2006 年 4 月	東レ株式会社名古屋事業場樹脂技術部 部長
	2009 年 6 月	東レ株式会社千葉工場長
	2011 年 5 月	東レ株式会社生産本部 参事
	2014 年 4 月	在ヨーロッパ東レ代表、Toray Industries Europe GmbH 社長
	2017 年 7 月	東レ・デュポン株式会社 社長
	2019 年 7 月	東レ建設株式会社 監査役
	2026 年 6 月	当社社外取締役（現任）

中瀬 道行氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

大量買付者に提供を求める情報

1. 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、投資方針の詳細、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験、当社株式を保有する口座名義人の詳細等に関する情報を含みます。）
2. 大量取得行為等の目的、方法及び内容等（経営参画の意思の有無、大量取得行為等対象となる株券等の種類、数及び大量取得行為等に係る買付け等を行った後における当社の株券等に係る株券等所有割合、大量取得行為等の対価の価額・種類、大量取得行為等の時期、大量取得行為等に係る取引の相手方、関連する取引の仕組み、大量取得行為等の方法の適法性、大量取得行為等及び関連する取引の実現可能性等（大量取得行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）ならびに大量取得行為等完了後の当社株券等の保有方針（第三者への売却予定の有無及びその詳細を含みます。）を含みます。）
3. 大量取得行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報及び大量取得行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容ならびに金額及びその算定根拠を含みます。）
4. 大量取得行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容ならびに関連する取引の内容を含みます。）
5. 大量取得行為等の完了後に想定している当社株主としての権利行使等に関する方針、当社及び当社グループ会社の役員派遣に関する意向及び候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策（自社株買いに関する方針を含みます。）、配当政策、資産活用策（大量取得行為等完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供、配当その他の処分に関する計画及び第三者との協業又は提携に関する計画を含みます。）
6. 大量取得行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益にどのように資するのかについての考え（大量取得行為等の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容を含みます。）
7. 大量取得行為等により当社の株券等の全ての取得を企図しない場合は、大量取得行為等の完了後における当社の一般株主との利益相反の可能性への対処方針

以上